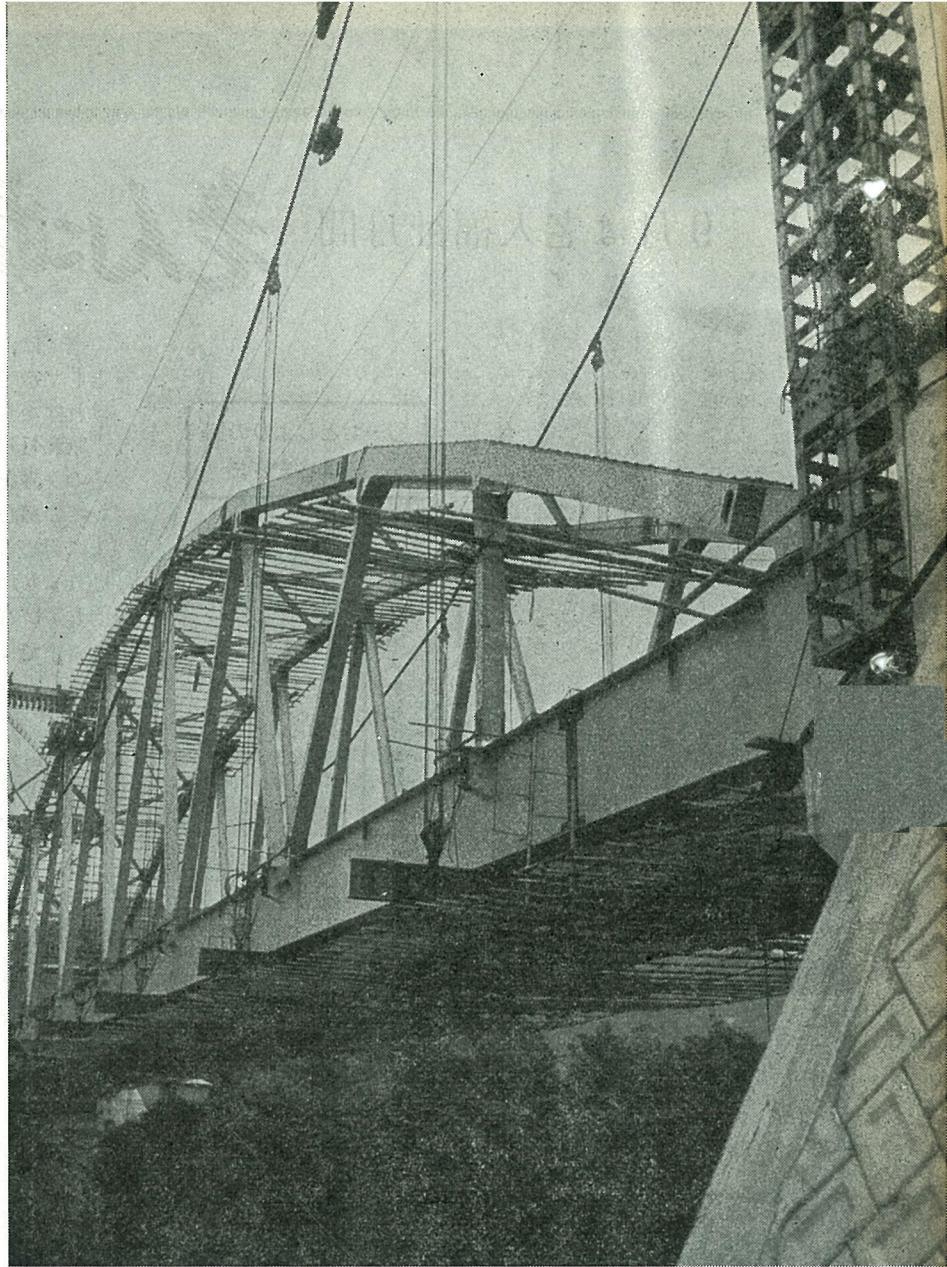


# 明日にかける橋

橋は崖と崖をむすび  
流れの雲は天と地をつなぐ  
鐵骨の大支柱は明日と今日の道を踏みしめ  
明日への闘志を秘めている

(十二月完成めざして  
急ピッチで進められる川辺大橋)



## おもな内容

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ・老人に暖かい思いやりを.....    | 2 |
| ・みんなの力で交通安全の町にしよう…   | 3 |
| ・カーブミラーを大切に.....     | 3 |
| ・消防力一層の充実へ.....      | 3 |
| ・中部中プールが完成.....      | 4 |
| ・繁殖豚は10頭以上飼養が有利..... | 4 |
| ・郡体育大会.....          | 4 |
| ・福島段こども会が優勝.....     | 4 |
| ・警察だより.....          | 5 |
| ・パパにもおねがい.....       | 5 |
| ・戸籍の窓 .....          | 5 |
| ・おしらせ、おねがい.....      | 6 |

## 9月は老人福祉月間

# 老人に対する取り組み

「敬老の日」とは、その言葉どおり、多年社会に尽してきました老人を敬まい、長寿を祝う日ちがありませんが、もうひとつ大きな意義をもつています。

老人に対する人権侵犯例をみると、老人が家族から養護に手数がかかるため、邪魔者扱いされ世代の相違からくる意見の違いなど、親子間に不和を感じ、子から虐待を受けたり、民法の改正で親扶養する義務がなくなったとの誤った考え方で扶養義務を尽さず、

## ○…おとしよりの悩みはさまざま

## ○…老人軽視は現代社会の悪弊



「ご飯もおいしうなあー」町の長寿がしらの木下で津さん(99歳下川辺)は、暖かい家族にかこまれて、元気に余生を過ごしてみえます。

老人は、多年にわたって社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されなければなりません。

昭和41年、世論にこたえて「敬老の日」が制定され、その長寿を祝うとともに、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活向上の意欲を高めるよう協力してあげねばなりません。

老人は社会的、経済的また家庭的にも、つねに弱者地位におかれることが多く、生活も意外と不安定です。

その原因は、老令による身体的精神性障害、家族構成の分化、また社会的には老令の増加や社会環境の複雑化など多様です。

老人は社会的、経済的また家庭的にも、つねに弱者地位におかれることが多く、生活も意外と不安定です。

問題は、氷山の一角にすぎません。家庭の内外を問わず、まだ多くの救済を要する事実が潜在していると推測されます。子や孫に虐待され扶養もされずに放置されている老人、あるいはその身を託すべき相手のいない老人にとって、養老院などの施設への収容は、適切な救済手段の一つであるといえます。しかし、それも施設の絶対数の不足、または施設にはいることを不名誉と考える老人気質の風

老人の人権に関するこのような問題にからんだ老人に対する人権侵犯が増加しています。

老人扶養に対する法律のたてまえは、親族間の扶養が優先することを定めています。

すなわち、親が老令で自力で生活ができなくなつたとき、子、孫や兄弟姉妹、長男、次男はもちろん結婚した娘も扶養の義務を負わされています。

## ○…おとしよりは家庭のかなめ

町内には、満七十歳以上のお年寄りが六百五十一人みえます。地区別にみると、

上川辺七十一人、石神五十二人、中川辺百三十九人、西柄井四十七人、下川辺四十人、下麻生九十六人、下吉田四十人、比久見六十九人、福島三十六人、下飯田十人、鹿塙五十人と、それぞれ元気に暮らしていらっしゃいます。

私たち、このお年寄りたちを大切にするとともに、意見や話を聞いて、社会のなかでのお年寄りの役割をみいだしてやることも必要かと思います。

そして、お年寄りは、老後のあわせのために、生活に自覚と責任を持ち、常に健康の増進につとめ、はりのある希望をもつて社会活動に参加されることと思われます。お年寄りのみなさん、気を和らげ、心を平らかにいつまでも若々しく、ますます健康で長寿を保たれ、あわせな生活を送られますよう、心からお祈りしたいと存じます。

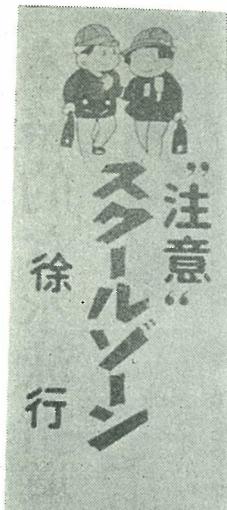
老人を放置するようなケースが多くあります。

多くの陥落があります。

老人の人権が完全に護られ、老人が安樂な生活を送ることができますようにするには、今後なお、國民ひとりひとりの自覚と努力になればならぬところが大きく、老人に対するあたたかい思いやりと民の協力が強く望まれます。

## ○…七十歳以上は町内に六百五十一人

しかし、あくまで夫婦間や子供に対する扶養と同様に、人間的な自然の感情をもとにしています。自分たちを愛し、養育してくれた親に対し、感謝をこめて家族の中に迎える、あたたかい気持ちをいつも持ちたいものです。



こんな標識看板があったら必ず徐行し、こどもを交通事故から守りましょう



## 秋の全国交通安全運動

—9月22日～10月1日—

みんなの力で

ことしも「秋の全国交通安全運動」が九月二十二日から十月一日までの十日間実施されることになります。

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主そのほか道路交通に関するすべての者に交通安全思想の周知徹底をはかり正しい交通のル

ルの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的として行なわれるものです。

県では、この運動の重点実施事項として

### ○スクールゾーンの定着化

そこで、この実施事項を推進す

るため、運転者はもちろんのこと家族ぐるみで、次のような点に心がけてください。

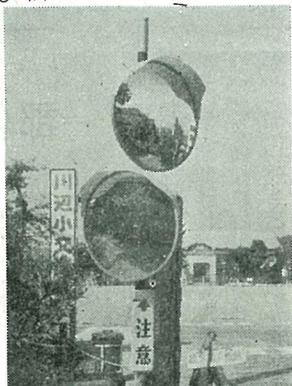
### ▽スクールゾーンの定着化

スクールゾーン（とくに子どもの交通安全の確保をはかる特定地域）については、本年四月発行の広報第四十九号ならびに、先に配布しましたお知らせによつて、設定の意義をご理解のうえ、通学路から子どもの事故を防止するため皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

### ▽交通安全指導の強化

事故を防止するためには、運転

## 十三基を増設



ガードミラーはみんなのもの

昭和四十七年度、交通安全対策事業として、このほどカーブミラーを見とおしの悪いところに建てました。

このカーブミラーは、直経〇・八メートルのもので一面十基、二面三基の合わせて十三基で、カーブの車の衝突事故や歩行者や自転車による人の安全のためにあるものみんなで、大切にしたいものです。

また、このカーブミラーのほかガードレールを五カ所、延べ二百メートル設置し、あわせて交通

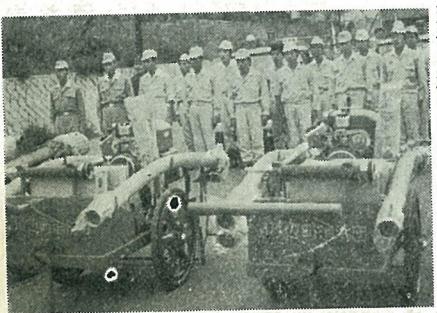
り過ぎたりして事故を起こすことのないよう注意しましょう。

そして、運転される方は、こどもや老人をみたら、必ず徐行し十分な注意をはらうよう心がけてみんなで事故のない、交通安全の町にしましょう。

消防機動力、一層の充実を図るために、さる八月二十四日、下麻生（第一分団、第一部）にそれぞれ可搬式動力ポンプを引き渡しました。これは、今まで使用していたものが大変古くなり、ポンプの性能も低下し、充分その威力が發揮されず今度新しく変えたものです。

現在のように道路が整備されると、どうしても機動力を生かした消火活動を進めなければなりません。そのため、町では年次計画にもとづいて去年までに、ポンプ積載自動車は全部とりかえましたが、これからも町のまもりとして消防力は、さらに日一日と強化充実されていきます。

## 消防力一層の充実へ 可搬ポンプ二台を購入



消防力は日ごとに強化される



(1) 酢酸エチル、トルエン、メタノールを含有するシンナーや接着剤をみだりに吸つたり、吸う目的で持つていると三万円以下の罰金となります。

(2) また、シンナーやボンドを吸うことを見りながら売つたり、与えた場合は、二年以下の懲役か五万円以下の罰金となります。

シンナー やボンドなどの接着剤には、トルエン、酢酸エチル、メタノールなどの有機溶剤が含まれていますが、これらは、

「毒物および劇物取締法」に関する法律が六月十六日に一部改正され、シンナー・ボンドの使用販売について八月一日から次のように規制されました。

シンナー・ボンドが

法律で規制されました

## 警察だより

○体内の脂肪質を溶かす性質がある。

○その麻醉性は、外科麻醉性の二三倍も強力であるので、吸入すると粘膜を刺激し、胃腸や肝臓障害を起こす。

○視神経に対し、特異な作用をすらという毒性がある。

など乱用のしかたによっては、

(七月中の届け出

出生

鹿塩若井香織靖彦  
比久見杉原由紀子熏  
上川辺佐伯浩勝利  
西柄井田口知寛孝和  
神安藤文枝守男長男  
櫻井留美道典長女  
桜井真紀博三女

鹿塙 井戸 英俊 康和 長三  
中川辺 遠藤 雅美 照雄  
下川辺 遠藤 賢一 勝 二二  
中川辺 日下部 美和子 博敏 二二  
上川辺 渡辺 和也 剛 克己  
市原 太司 長

中川辺	下川辺	西村	こいと
鹿	木下	たみ	七九才
塩	横田	つや	八〇才
比久見	肥田	増市	七六才
下川辺	坪内	秀一	七一才
比久見	加藤	一三	二二才
下川辺		すゞ	八四才
奥村			

合「何に使うのか」よく聞き、ボンド遊びをするような恐れのある少年には売らないようにしてください。  
さい。

家の児にかぎつて……

とかなか穂の思  
いかないものです

めたいものです。  
人間の人となりは、生後三、四才までの間にその基礎がき、かれるといわれるほど、乳児から幼児期にかけて最もたいせつな時期です。

理解してくれ、認めてくれると  
いう満足感をもつことから、こ  
どもたちの心に親の期待を裏切  
るまいとする努力と善や自主へ  
のあこがれが自然に生まれ、精  
神がすこやかに育つていくもの  
です。

どもに反映するもので、それがしつけの基礎となるので、親と子の関係を正しい姿におくようにならなければなりません。おとなたちのご都合主義や、親の権威でおさえつけたり、無関心に放任したりすることのないよう反省しこどもたちの心の声

家族間の不均衡、保護の行きすぎなども敏感に影響するし、欲求不満があると夜尿症やドモリになつたり、指しやぶり、偏食、拒食、乱暴などの悪習も芽ばえやすくなります。親はいつも自分を見守ってくれ、励ましてくれ、力になつてくれるとい

ようしないので、父と子との  
心の交流がうまくいきません。  
従つて親子関係がゆがめられや  
すく、の方からつとめて子ど  
もに近づき心の通い合つたあた  
たかい親子関係をつくるように  
したいものです。

よい親子関係をつくるには  
パパにもおねがい！

父親たちは、とにかく仕事に追われるので、子どもの

中川辺道家  
石神大脇孝一  
比久見井上健一  
篠田伸子  
元宏慶孝  
克典忠昭  
薰長男  
二男  
一男

〔死亡〕  
謹しんでおくやみ申し上げます  
上川辺 佐伯 せん 七五才  
下麻生 村瀬 さわ 八三才

おしらせ



おねがい

□□□ 人権擁護委員について

□□□ 行政相談所を開設します

行政管理庁では、行政相談制度について広く国民の皆様の理解と認識を深めるため「行政相談週間」（十月十五日から十月二十一日まで）を設けて、本制度の一層の発展と行政の民主的な運営に資することにしました。

つきましては、当週間中の行事の一つとして、次のとおり行政相談所を開設します。役場の仕事に付しての不平、不満等どんな小さなことでも、ご遠慮なくご相談ください。相談は無料で秘密は守ります。

○行政相談所  
十月十八日（水）  
午前九時から十二時まで役場  
二階和室において、心配ごと  
相談と併せて開設

十月十九日（金）  
午前九時から十二時まで上來  
田支所

午後一時から四時まで下麻生  
支所

毎月第一、第三水曜日は心配ごと相談日です。（九時～十二時）  
生活上の問題、家庭不和、児童母子、健康、結婚、離婚、住居等に関する心配ごと、悩みごとがあります。秘密は厳守します、

（老令福祉年金証書を九月六日より役場住民課および支所にて交付しております。なお、交付の際に印鑑、国民年金証書預り証が必要ですから、忘れないよう持参してください。）

みなさんは「人権擁護委員」という制度があることをご存知ですか。人権擁護委員は「人権の番人」ともいわれ、おもな仕事は、私たちの人権が犯されないように監視もし、人権を犯された人がいた場合に正しい人権の考え方を広めたり、その他人権相談に応じたりしています。

川辺町における人権擁護委員は次の方です。これらの問題が生じた場合には、お気軽にご相談ください。

下麻生 山口金十郎氏  
中川辺 渡辺 鉄三氏  
比久見 船戸 貞宗氏

川辺町における岐阜県身体障害者相談員は  
中川辺 吉田 精市氏  
下飯田 山田 義輔氏  
また、傷痍軍人相談員は  
下麻生 佐藤 恭一氏

□□□ 老令福祉年金証書  
□□□ を交付します

△△△ ご相談はお気軽に  
川辺町における岐阜県身体障害者相談員は  
中川辺 吉田 精市氏  
下飯田 山田 義輔氏  
また、傷痍軍人相談員は  
下麻生 佐藤 恭一氏

□□□ 身体障害者巡回相談が実施されます

昭和四十七年度第一次巡回診査更生相談を、つぎのように実施されますのでお知らせします。

▽日時 九月二十八日（木）  
午前十時～午後三時

▽場所 美濃加茂市 中央公民館  
△診断科目 整形外科

なお、当日は義肢、器具、補聴器の修理が行なわれます。

## 昭和47年度結核健康診断実施について

結核健康診断をつぎの日程により行ないます。自分はもちろん、一家の健康のため必ず受けてください。本年中学校卒業以上の方は誰れでも受検できます。

なお、くわしいことは、のちほど受検票がまいりますので、よく読んでまちがいのないようお願いします。

月	日	時間	場所
10月5日	木曜日	午前 9.30～10.00まで 午前 10.30～11.30 ツ 午後 1.00～2.00 ツ 午後 2.00～3.30 ツ	下麻生 下麻生 下麻生 川辺 下麻生 生駅 駅消 防
10月6日	金曜日	午前 9.00～10.00まで 午前 10.30～11.30 ツ 午後 1.00～2.00 ツ 午後 2.30～3.30 ツ	丸高 岩田 須井 前館 鹿下 塩川 川辺 公会堂
10月11日	水曜日	午前 9.30～10.00まで 午前 10.30～11.30 ツ 午後 1.00～2.00 ツ 午後 2.30～3.30 ツ	下奥 飯田 田中 公会堂 上赤 あ米 孝平 支宅
10月12日	木曜日	午前 9.00～11.00まで 午後 1.00～3.00 ツ	川辺 小学校

□□□ 私有地の立入りについて

よろしくお願いいたします。  
(電気公社より)

川辺局および下麻生局の電話自動化にともない、電柱建植、支线埋設ケーブル架設等の工事のため、私は地に立入り(川辺町全域)をいたしたいので、ご協力のほど

いよいよ“新涼の秋”を迎えた。あの暑さのひどかった八月とくらべれば、朝夕はなんとまあしのぎやすくなつたことか、お風邪をひかないように――